

令和8年度群馬県低所得者世帯等への物価高騰支援事業 (困窮窓口強化) 委託契約書 (案)

群馬県(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、令和8年度群馬県低所得者世帯等への物価高騰支援事業(困窮窓口強化)に係る業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、甲と乙が相互に協力し、事業を適正かつ円滑に運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

(内容)

第2条 乙は、令和8年度群馬県低所得者世帯等への物価高騰支援事業(困窮窓口強化)委託業務仕様書に基づき、本契約に基づく業務(以下「本件業務」という。)を実施するものとする。

(委託期間)

第3条 本件業務の委託期間は、令和8年〇月〇日から令和9年3月15日までとする。

(委託料)

第4条 甲が乙に対して契約期間中に支払う当該業務の委託料の総額は金〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額は、〇〇円)を上限とする。

- 2 前項の委託料は、食料品費用及びその他費用に区分して管理するものとし、各区分の上限額は仕様書に定めるとおりとする。甲の承認がある場合を除き、各区分間の流用は認めない。
- 3 第1項の委託料は概算払ができるものとし、甲が必要と認めるときは乙からの請求に基づき支払うものとする。
- 4 乙は前項の規定により概算払を受けようとする時は、概算払請求書を甲に提出しなければならない。
- 5 甲は、前項の概算払請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

(実績報告)

第5条 乙は、本件業務の完了後、令和9年3月15日までに、本件業務に関する実績報告書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の実績報告書を受領した日から10日以内に、本件業務の実績について検査を行うものとする。

(委託料の精算)

第6条 甲は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、これを審査し、委託料を精算するものとする。

- 2 委託料の精算において、精算額が第4条第1項に定める委託料の額より少ない場合は、当該精算額を委託料の額とする。

(契約保証金)

第7条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(帳簿等の保存)

第8条 乙は、本件業務に関する会計帳簿及び書類等をその完結の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(調査等)

第9条 甲は、この契約により乙が行う業務に関し、必要があると認めたときは、乙に報告を求め、又は調査することができる。

(契約の変更)

第10条 この契約を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、契約を変更することができる。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。ただし、軽微な部分については、甲への事前報告をもって足りるものとする。

3 乙は、前項の規定により再委託を行った場合には、再委託先の名称及び再委託する本件業務の内容を、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、前2項の規定により再委託を行った場合には、再委託先に本契約に定める乙の義務と同様の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、その一切の責任を負うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の本件業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等(以下「下請契約等」という。)の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、出入国管理及び難民認定法に定める不法就労者又は不法就労助長者に該当することが判明したとき。

(6) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第14条 乙が、第12条第2項並びに第13条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、事業の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(個人情報等の保護)

第16条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、本件業務の実施に関して知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、又は事業の実施以外の目的に使用してはならない。委託期間が満了した後においても同様とする。

2 乙は、その役員又は従業員その他本件業務に従事する者に対して、本件業務に従事する期間又は従事しないこととなった以後の期間においても、事業の実施に関して知り得

た情報をみだりに第三者に知らせ、又は事業の実施以外の目的に使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(諸規則等の提出)

第 18 条 乙は、別記「個人情報取扱特記事項」の規定による個人情報保護規程等、事業の実施に必要な諸規則等を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第 19 条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(信義則)

第 20 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年〇月〇日

甲 前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
群馬県
群馬県知事 山本 一 太

乙